

令和7年6月第6回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年6月10日(火)

午前10時00分から午前10時45分

2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員 (43人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実 5番 太田 明

6番 池田和道 7番 沼本通明 8番 樋口昌子 9番 入澤靖昭

10番 柴田博行 11番 松本正幸 12番 中山克己 13番 武村一夫

14番 吉岡 靖 15番 後藤 勤 16番 福島康夫 17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎

28番 太安隆文 29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹

32番 長尾 修 33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 36番 浅田光明

37番 戸田典宏 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義

41番 池田久美子 42番 二若正次 43番 高見寛二 45番 筒井一行

46番 清水 晃

4. 欠席委員 (2人)

農業委員 2番 岡田耕平

推進委員 44番 佐子ゆかり

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告について

日程第6 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

日程第7 報告第12号 農地転用の制限の例外に係る届出について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 美甘真弓 主幹 柴田正人 主事 岡村侑磨
福田有子

7. 会議の概要

(午前 10 時 00 分 開会)

事務局長 皆さんおはようございます。

ただいまから令和 7 年 6 月総会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶よろしく願いいたします。

会 長 皆さんおはようございます。

昨日、この地域も梅雨に入ったというところでございます。これからしばらくの間、こういう状態が続くというふうに思います。田植のほうも、この辺りも大分ほぼ終わったような状態だと思います。残るところもありますけど、今年は水のほうが何とか行き渡ったのではないかというふうに思います。

5 月 28 日に毎年行われております令和 7 年度の全国農業委員会会長大会というのが東京のほうでまたありました。事務局の■■■さんと私と出席させていただきました。いろいろ決議事項はあったんですけど、改正基本法、基本計画における政策の実践に向けた提案ということと地域計画の実現により持続可能な農業、農村をつくる全国運動を展開していくというのが主な決議事項であったというふうに思います。この大会、小泉農水大臣出席予定でございましたけど、急遽、いわゆる今の時勢で非常にお忙しい方なので出席できないということで副大臣のほうが挨拶に来られました。非常に米の問題で難しい状態が続いておりますけど、とにかく現在の高値を戻そうということで備蓄米を放出したというところでございます。今後、どのような米価に持っていくのかというのがまず不透明なところございまして、これをしっかりと決めていただかないといろんな面で影響を受けるというふうに思います。注目していきたいというふうに思います。

おとつい、真庭市制 20 周年記念大会ということがありました。市になって 20 年ということでございます。いろんなことがありましたけど、農業委員会のほうでもやはり 20 年経過しているわけでございます。9 か町村の農業委員会、一緒になってやりかけたというところで、最初はいろいろ大変なことがあったというふうに思いますが、何とか皆さんのご協力のおかげで運営できてきたというふうに思っております。今後、いかに地域をつくっていくか、盛り上げていくかということで、地域計画のほうを 3 月末で市の全域で制定したわけでございます。今後、これをどのように推進していくかということが一番の問題だろうというふうに思います。しっかり地域で話ができれば一番いいんですけど、あと真庭市の行政のほうもいろいろと計画されているようでございます。その辺もしっかり聞きながら前のほうへ進めて

いければというふうに思います。真庭市の農業委員会としても地域の声を集め、また我々の意見をまとめて意見書のほうを今年は市長のほうに出したいなというふうに考えております。また、皆さんのご協力のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、6月の定例会総会を行います。よろしくお願ひします。

事務局長 ありがとうございます。

本日の欠席委員は1名いらっしゃいます。2番委員からその旨、通告いただいております。よって、ただいまの出席委員は19名中18名でございます。定足数に達しておりますので、6月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、11番、 委員、12番、 委員を指名いたします。

日程2、議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は15件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、畑1筆357㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 議長。

議長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 22番です。

議案第27号の1番につきまして、6月3日、譲受人から聞き取り調査と現地確認をいたしました。譲渡人は県外で生活をしており、高齢のため、北房に帰ることはできないので譲受人に依頼し、話合いの中で売買の話がまとまり、譲受人が取得することになりました。譲受人は家族3名の兼業農家でもあり、現在は水耕栽培にも力を入れており、取得した土地の利用計画も明確であります。今後も引き続き農業に従事すると認められ、以上のとおり耕作状況、従事日数等についても問題がないと思われますので審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、田1筆125㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願います。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議 長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

番号2について説明いたします。

この農地は譲受人の兄が所有しておりましたが亡くなりまして、おいの方が最近相続されました。ですけれども、市外に在住されてますので農地が管理できないということで、その方の実家にずっとお住まいされている譲受人が譲り受け、家庭菜園として営農するものでございます。先日、現地確認いたしましても野菜を作っておられ、順調に生育しておりまして難なく管理されておりますので問題ないと思われますのでよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆503㎡、畑1筆86㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願います。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議 長 はい、3番委員。

3番委員 番号3について説明いたします。

この件ですけれども、もともと親類先でございまして、譲受人のすぐ隣に住んどられました方が亡くなり、その方の息子さんが市外に在住されております。それで、管理できないということで身内の譲受人に贈与により渡すものでありまして、また譲受人は家族で熱心に農業を営んでおり、農地の管理も適正にできるものと思っております。何ら問題ないと思われまますのでよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

 続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田4筆5, 186㎡、畑1筆576㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議 長 はい、3番委員。

3番委員 番号4について説明いたします。

 譲受人と譲渡人は親子でございまして、もうぼつぼつ若いものに営農をしてもらいたいということで全ての農地を息子さんに贈与して譲り渡すものであります。今後も家族経営で農業に熱心に取り組んでおられますので、何ら問題ないと思われまますのでよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

 続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆495㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議 長 はい、3番委員。

3番委員 番号5について説明いたします。

 譲受人は商店を営営しておりますが、自宅のすぐそばにある田を近くの方から譲り受け、家庭菜園として利用いたします。両親も健在で、その方が主に家庭菜園の管理をしておられますので何ら問題はないと思われまます。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

 続きまして、番号6、番号7については関連する内容ですので事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、番号7と関連した申請ですので一括して説明いたします。

譲渡人、譲受人は、ともに市外の方になります。番号6は、申請農地、畑1筆267㎡を、贈与により持分2分の1を所有権移転し、現在の持分2分の1と合わせて共有名義から個人名義とする申請、番号7は、申請農地、畑1筆146㎡を、贈与による所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 それでは、6番と7番、併せて調査結果を報告いたします。

譲渡人と譲受人は伯父、おいの関係にありまして、現在譲渡人は県外に住んでおり、高齢になったことで今の畑が管理できないということが出てまいりまして、おいのほう、譲受人のほうに対して農業をやる気であれば、この際譲りたいという話が出まして、双方話がまとまったということであります。譲受人の状況でありますけれども、現在水田を20アール弱持っており、この譲受人も県外に在住しておるんですけれども、県外から月に大体3回ぐらい通って野菜を作っておったという状況であります。そういった中で昨年8月にお父さんが亡くなられ、また現在お母さんのほうも体調を崩されておるということで、現在は介護のほうに手が取られとるということで今は通うことが不可能でありますけれども、介護のほうから開放されたときには、現在父親が住んでおりました家がこちらにありますので、そこを拠点として耕作を続けていきたいという要望が出ております。その他の指摘事項はございません。審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の2ページ目をお開きください。

番号8でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑2筆171㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 5番委員です。

番号8ですが、6月2日、申請人の両者と現地で対面いたしまして申

請地の所在等を、両者合意の農地で間違いないことの確認をいたしております。申請地の畑は譲渡人の実家で母親が耕作していましたが、高齢で労力不足によりまして実家と隣接している譲受人に20年ほど前から耕作をお願いしているとのことです。現在、譲渡人の実家は空き家になっていましたが、今年売却されております。このたび譲渡人から売買の願いを出し、話がまとまりまして譲受人が申請地を取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、田が3反ありますが[REDACTED]に預けているとのことです。したがって、大農機具はなく、耕運機と草刈り機を所有しています。申請地の畑はよく管理されていて、雑草等は全く見られず、一般野菜を耕作していて家族7人で野菜作りを楽しんでいます。申請農地の取得後も、今までどおり農作業に従事するものと認められます。その他指摘事項はございません。

以上、よろしくご審議方お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、久世の譲渡人が、川上の譲受人に、申請農地、田1筆1,315㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 10番です。

議 長 はい、10番委員。

10番委員 川上になっておりますけれど、住んで生活等はこちらの久世のほうでやっております。同一地区に居住されている譲渡人が高齢につき農業を続けられなくなり、農業を本業で営んでいる譲受人へ無償譲渡するものであります。譲受人は150アールほど耕作地があり、水稻とかハウス野菜等を栽培しておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号10でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、畑1筆108㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 10番です。

議 長 はい、10番委員。

10番委員 譲受人、譲渡人ともに同一地区に居住しており、友人関係であります。

譲受人が以前所有していた当地が耕作放棄されているのを見て購入を持ちかけたところ、話がまとまったものであります。周辺農地は譲受人の畑であり問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 1 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 1 1 でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、田 2 筆 9 3 0 m²を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3 3 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

3 3 番推進委員 議長。

議 長 はい、3 3 番推進委員。

3 3 番推進委員 3 3 番推進委員です。

番号 1 1 について、去る 5 月 3 1 日、譲渡人、譲受人等の立会いの下、現地確認と調査を行いました。譲渡人は妻と長男家族と同居世帯を構え、先代より引き継ぐ農地を経営管理しております。このうち本案件による農地、田 2 筆 9 3 0 m²は、近隣市内に実家とは別居しております次男が、これまで 1 0 年ほど前から主に管理を任せさせてもらい季節野菜の栽培を行っておりました。譲渡人は高齢ということもあり、この際、譲受人となる次男に無償贈与するものです。譲受人は妻と子の 3 人世帯で、農業経営は専ら譲受人本人、妻、そして実家の母親の補助を受けながら農業に従事しております。トラクター、管理機、草刈り機、その他経営に必要な農機具は実家所有のものを共有し経営を行いますので特に問題はありません。本件、所有権について特に問題はなく、その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 1 2 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 1 2 でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、田 1 筆 2 3 4 m²を、交換によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、1 2 番委員さんから説明をお願いいたします。

1 2 番委員 議長。

議 長 はい、1 2 番委員。

1 2 番委員 1 2 番です。

5 月 2 3 日に譲渡人が私の家のほうに来られて話を聞きました。譲受人は翌日 2 4 日に来られたので、そのときに話を聞きました。現地確

認は25日に行っております。譲受人と譲渡人は、現在はほかの住所に変わっていますが、同じ部落の近所の関係です。譲渡人の山林が譲受人の上側にあり、譲受人の山を通らなくてはいけないということで、譲受人の圃場に接している譲渡人の圃場と交換することを譲受人の父親と話をしていたところ、突然亡くなられたということで話が止まっていましたが、今回相続した譲受人と交換の話がまとまり権利移転を行うものでございます。譲受人はトラクター、田植機、コンバインなど農業に関する必要な農機具は全て所有しており、今後十分耕作していくものと思います。したがって、今回の権利移転については問題がないと思われますのでご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号13について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号13でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田1筆422㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 議長。

議 長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

番号13について報告します。

6月1日に譲受人立会いで現地確認及び聞き取りを行いました。譲渡人は市外在住のため、電話にて確認しました。申請地の状況ですが、申請地は数年前より譲受人が譲渡人から借り受け、自分の所有地と併せて同一区画として耕作していた田の一部です。権利移転の事由ですが、譲渡人は市外に転居したことから所有農地の処分を考え、譲受人に相談したところ、売買の話がまとまり、今回の申請になったものです。譲受人の状況ですが、譲受人は夫婦でブドウ、水稻を栽培しております。栽培農地は全て適正に管理されておりました。また、それらの栽培に必要な一連の作業機械も所有しており、何ら問題なく今後も同様に栽培管理されるものと思います。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号14について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号14でございますが、市外の譲渡人が、美甘の譲受人に、申請農地、田4筆5,593㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお

願いいいたします。

6 番委員

議長。

議 長

はい、6 番委員。

6 番委員

6 番委員でございます。

番号 1 4 の案件について説明させていただきます。

この案件は、生前贈与によります所有権の移転の申請であります。譲渡人は市外に居住しているため、譲受人である息子さんに 6 月 5 日に聞き取り調査をいたしましたところ、譲渡人の母親は 9 5 歳の高齢により農地を所有していても農業はできないのと、また家庭内においていろいろと諸事情等があり、この機会に家を継いでいる長男に生前贈与するとのこととです。譲受人は耕作に必要な機械等は整備されており何も問題ないと思われますので、よろしくご審議方お願いしたいと思います。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号 1 5 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事

議案の 3 ページ目をお開きください。

番号 1 5 でございますが、市外の譲渡人が、川上の譲受人に、申請農地、田 1 筆 8 9 7 m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、1 8 番委員さんから説明をお願いいたします。

1 8 番委員

議長。

議 長

はい、1 8 番委員。

1 8 番委員

1 8 番です。

1 5 番につきましてご報告いたします。

譲受人は不動産会社を通じて譲渡人より家を購入しており、そのときに今回の土地も買ってほしいとの申出により今回の申請になったものであります。譲受人は独り暮らしではありますが、季節野菜を作りたいとのこととであり、将来は今回の申請地以外にも希望を持っており、意欲があり、十分に利用されるものと思います。農機具は順次そろえていくとのこととですので問題ないと思いますし、十分利用されると思いますのでよろしく願いいいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手で願いいいたします。

質疑はございませんか、よろしいですか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第 27 号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 27 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程 3、議案第 28 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第 28 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は 1 件でございます。

5 ページをご覧ください。

番号 1 でございます。

本案件は、追認案件となっております。

申請人（北房）は、所有する土地に進入する道路の幅員が狭く不便であることから、申請農地、畑 2 筆 563㎡のうち 92.1㎡を、道路用地とするため、転用申請するものです。申請人は農地法をよく理解しておらず、農地法の許可を得ず整備を始めており、今後このようなことがないよう反省し、てんまつ書を提出しております。転用に伴う費用ですが、土地造成 〇〇〇〇円。資金の内訳として、自己資金 〇〇〇〇円となっており、残高証明により資金の確認ができております。添付書類といたしまして、被害防除計画書のほか土地利用計画図等土地造成に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22 番推進委員 議長。

議長 はい、22 番推進委員。

22 番推進委員 22 番です。

去る 6 月 6 日、申請人の立会いの下、現地確認と聞き取り調査を行いました。現在、道路が狭く車の通行に支障を来しており、近隣の方も不便と感じておられます。緊急時のことも考えて今回の拡張に至りました。申請地は申請人の自宅から 3 m ほど離れたところにあり、周囲

は住宅に囲まれております。周囲の状況ですが、東は住宅、西は田んぼ、南は住宅、北は住宅。申請地は住宅に囲まれておりますが、日照、風の通り等に特に支障を来すことはないと思われますので転用はやむを得ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第28号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局主幹

議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議いただく案件は2件でございます。

7ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（北房）は、建設業を営んでいますが、既存の資材置場が手狭となってきたことから、申請農地、畑1筆517㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、露天資材置場として利用するため、転用申請するものです。農地区分は、3種農地と判断されます。転用に係る費用ですが、土地購入■■■■■■■■■■円、土地造成■■■■■■■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■■■■■■■円となっており、残高証明により資金の確認ができております。添付書類として、被害防除計画書のほか土地利用計画図等土地造成に関する書類一式が添付されており

ます。申請地周辺へ影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 議長。

議長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 22番です。

番号1につきまして、これも6月3日、譲受人から現地確認と聞き取り調査を行いました。この土地も3条の譲渡人の土地であり、理由は同じで、譲渡人から依頼されました。譲受人の会社の資材置場が狭くなり、引き受けることにいたしました。申請地は譲受人の会社から約500mほど離れており、国道313に面した場所にあります。周囲の状況ですが、東は住宅、西も住宅、南も住宅、北は山林に囲まれております。申請地に隣接した農地、住宅はありますが、日照、風通しなど支障を来すことはないと思います。

以上のとおり転用はやむを得ないと思われまますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（市内法人）は、不動産業を営んでおり、以前から申請地周辺で建て売り住宅用地を探してたところ、譲渡人（落合）と売買の話がまとまったことから、申請農地、田1筆777㎡を譲り受け、建て売り住宅2棟を建築するため、転用申請するものです。申請地は、1種農地と判断されます。なお、備考欄に記載しておりますとおり、農振農用地区域からの除外手続は完了しております。建蔽率は23%となっております。転用に伴う費用ですが、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円となっております。残高証明により資金の確認ができております。添付書類として、被害防除計画書のほか土地利用計画図等造成及び建築に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番です。

今回の案件につきまして説明させていただきます。

5月30日に現地において譲渡人、譲受人と私の3名で現地調査を行いました。申請内容の確認等を行ってきました。まず、所有権移転の理由としましては、当該農地は長く不耕作の状態になっておりました。今後のことを考える中で、知人の不動産会社と相談する中で今回の申請に至りました。また、譲受人からもこの内容を確認し、今回の申請農地については住宅用地として2棟の住宅建設を考えているとの説明を受けております。申請地の位置につきましては、[REDACTED]から市道[REDACTED]線、これを東に300mの位置にございます。住宅、それからアパート、農業用水路、それから北側には農地、こういったものがございます。それと、周囲の状況につきましても同様の内容でございます。また、周辺農地への影響、その他指摘事項、こうしたものについても特に問題ないと思いますので審議方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第30号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第30号について、9ページをご覧ください。

議案第30号、農用地利用集積等促進計画の公告について。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による賃貸借権設定を同時に行うもので、田16筆が賃貸借権設定されるものでございます。案といたしまして、令和7年7月10日付で公告の予定でございます。内容については、全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第30号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第30号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程6、報告第11号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、日程7、報告第12号、農地転用の制限の例外に係る届出についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 報告第11号についてご説明いたします。

11ページをお開きください。

報告第11号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の17件がございました。添付書類等もそろっておりますので受理いたしました。

続いて、15ページをお開きください。

報告第12号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長 報告第11号、報告第12号について質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。

質問、意見等ないので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

(午前10時45分 閉会)

